

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成 22 年 6 月 25 日

収支等命令者

県土づくり本部長 牟 田 香

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 土木行政システム設計、開発業務委託
- (2) 委託業務の特質等 入札説明書のとおり
- (3) 委託業務場所 佐賀県県土づくり本部入札・検査センターが指定した場所及び受託者の申請により同センターが認めた場所
- (4) 委託業務期間 契約の日から平成 24 年 3 月 26 日まで
- (5) 予算額 90,000,000 円 (平成 22 年度 35,000,000 円、平成 23 年度 55,000,000 円)

2 入札参加資格及び条件に関する事項

- (1) 本調達は、単独企業又は共同企業体による総合評価一般競争入札とする。

なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は、次の内容を規定した協定を結ぶこととする。

ア 目的

イ 企業体の名称

ウ 構成員の住所及び名称

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 構成員の出資の割合

キ 構成員の責任

ク 取引金融機関

ケ 決算

- コ 利益金の配当の割合
- サ 欠損金の負担の割合
- シ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置
- ス 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- セ 解散後の瑕疵担保責任その他必要な事項

(2) 入札に参加する者の資格は、単独企業にあっては下記アに掲げる要件のすべてを、共同企業体にあってはイに掲げる要件のすべてを満たし、佐賀県知事の参加資格の確認を受けた者であることとする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

ア 単独企業の資格要件

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。）でないこと。

(ロ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。）でないこと。

(ハ) 競争入札参加資格確認申請書提出期限日の 6 か月前から開札までの間に、金融機関等において手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

(ニ) 当該業務の公告の日から開札の日までの間に、佐賀県知事が行う指

名停止の処分の期間中にない者であること。

(カ) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

b 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

c 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

d 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

e 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

g 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(キ) 共同企業体の構成員でないこと。

#### イ 共同企業体の資格要件

(ア) 共同企業体の構成員数は、4社以内であること。

(イ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

(ウ) すべての構成員が、構成員数による均等割の10分の6以上の出資比率を有すること。

(I) 構成員のすべてが、上記アの(ア)から(カ)までの要件を満たすこと。

(オ) すべての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

### 3 入札手続に関する事項

#### (1) 担当課

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県県土づくり本部入札・検査センター 電算担当（新行政棟 8 階）

電話 0952-25-7470 FAX 0952-25-7479

E-mail nyusatsu-help@pref.saga.lg.jp

#### (2) 入札説明書の交付方法及び交付期間

平成 22 年 6 月 25 日（金曜日）から平成 22 年 7 月 5 日（月曜日）まで県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

#### (3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、下記イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書（別記様式 2 又は様式 2 - 1）に会社概要書（パンフレット等）及び担当者届（様式 3）を添付した上で、上記(1)に郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けること。

イ 提出期限 平成 22 年 7 月 5 日（月曜日）午後 4 時

（郵送の場合には、平成 22 年 7 月 5 日（月曜日）午後 4 時までに配達日（到着日）を指定し、かつ、書留郵便等配達記録が残る方法により郵送すること。また、封筒には「委託業務名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成 22 年 7 月 22 日（木曜日）までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次に掲げる場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ その他本件委託業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成 22 年 8 月 12 日（木曜日）午後 2 時

（入札を郵送で行う場合には、「土木行政システム設計、開発に係る入札書及び提案書在中」と表書きし、平成 22 年 8 月 12 日（木曜日）午後 2 時までに、上記(1)に配達日（到着日）を指定し、かつ、書留郵便等配達記録が残る方法によること。）

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁 入札室

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない入札・検査センターの職員を立ち合わせて行う。

(7) プレゼンテーションの日時及び場所

ア 日時 平成 22 年 8 月 18 日（水曜日）

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁 特別会議室 A

なお、変更が生じた場合は、入札者に対し別途連絡する。

(8) プレゼンテーションに関する事項

プレゼンテーションについては、入札提案書により、入札者ごとに行う。

なお、プレゼンテーションの順番及び持ち時間は、入札者に対し別途連絡する。

(9) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。

(10) 契約条項を示す場所

上記(1)に同じ。

(11) 入札方法に関する事項

ア 落札者の決定は総合評価一般競争入札方式をもって行うので、様式 11 の「総合評価のための提案書」を入札書とともに提出すること。

なお、必要書類の種類及び部数については、入札説明書による。

イ 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

ウ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に 100 分の 105 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に 105 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

エ 再度入札は行わない。

(12) 落札者の決定方法

ア 佐賀県財務規則第 105 条の規定により作成された予定価格に 105 分の 100 を乗じて得た額の範囲内の価格で入札した者であって、その提案した内容等が基本計画書及び仕様書の要求要件をすべて満たしているものでなければならない。

イ 基本計画書及び仕様書の要求要件をすべて満たしていることを条件とし、総合評価のための提案書の提案内容が、別記「落札者決定基準」に示す各項目の加点（以下「評価点」という。）の上限の範囲内（評価点総

点数の上限は、427点)で提案内容の評価に応じて評価点を与える。

なお、別記「落札者決定基準」に示す各項目のうち、必須項目の記載がない場合又は内容が不適当な場合は、入札参加資格について欠格とする。

ウ 入札価格については以下の式により換算し、入札価格に対する点数(以下「価格点」という。)を与える。

$$\text{価格点(開発経費)} = 100 - \{ (\text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格}) \times 100 \}$$

[100点が上限]

$$\text{予定開発経費} = 90,000,000 \text{ 円}$$

エ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(ア) 上記イ及びウで算出された評価点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者となるべき者とする。

(イ) 評価点及び価格点の合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない入札・検査センターの職員にくじを引かせるものとする。

オ 落札者決定基準に記載されていない提案内容は評価の対象とならない。

カ 落札者となるべき者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、調査の上、その者を落札者としなないことがある。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。



(13) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない者又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法(明治29年法律第89号)第95条の規定により無効と認められるものを提出した者

ケ 1人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のないもの

サ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(14) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引替えをすることはできない。

(15) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

(16) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として一週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

- (1) 当システムの実稼働に必要な機器（受託者が構築に当たって自ら使用する機器は含まない。）に関する調達及び運用管理に関する調達は、別途行う。

なお、実稼働に必要なセットアップ等の仮稼働費用は当該業務委託契約に含まれる。

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 契約書の作成の要否 要

- (4) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記(9)のイの(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

5 Summary

- (1) Subject matter of the contract :

Design and development of the Saga prefecture construction administration system (construction work management system, construction firm management system, construction result rating system)

(2) Fulfillment Period :

From the day of the contract through March 26, 2014

(3) Notice of a bid description :

Download from the Saga prefecture website

<http://www.pref.saga.lg.jp/>

( From June 25, 2010 to July 5 , 2010 )

(4) Date and time for the opening bids and tenders :

The meeting for tenders will begin promptly at 02:00 p.m. on August 12, 2010.

Tenders must be received by 02:00 p.m. on August 12, 2010 if it is sent by mail.

The meeting for the opening bids will begin promptly at 02:00 a.m. on August 12, 2010.

(5) Contact info for inquiries

Bidding & Inspection Center

Prefectural Planning Headquarters, Saga Prefectural Government

1-1-59 Jonai, Saga-City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan

Tel.0952-25-7470 Fax.0952-25-7479